

〆上十二日予定、時刻二日比各公園ニ参集対策協議ノ
 結果越川、池田等ノ提案ニ基キ即刻職場ニ度リ事業主
 ニ今回ノ行動ヲ陳謝スル事トナリタル模様ニシテ午前十時
 突如職場ニ飯来セルヲ以テ所轄四各警察署ニ於テ勞資
 双方ヲ召集シ種々折衝セシメタル処経業負側ヲ別記〆〆如
 キ口頭要求ヲナシ、事業主側ハ之ニ対シ要求條項才三ヲ不
 承認ノ外全項ヲ承認ノ回答ヲナシ(別記〆〆参照)未松給料
 全額ヲ支給シ午後五時三十分解決セリ
 追而経業負側ハ解決ニ先テ別記〆〆ノ如キ説状ヲ事業主
 ニ対シ提出セリ

右及申(通)報候也

別記〆

口頭要求

一、給料日ノ確定

回答 給料ハ毎月十日ト定メ若シ規定日ニ支払不能ノ際ハ十五日迄ニ必
 ズ支払フ事 (承認)

二、為直、早出、遅退ニ于テ支給

回答 一四十五分ヲ程度トシテ早退料ヲ支給ス
 (承認)

三、出勤及退社ノ時間制度

回答 勤務ノ性質上時間制度ニ難シ
 (不承認)

四、借高ノ支給(確定)

回答 即時支給ハ又ハ改善ス
 (承認)

五、将来ノ安定(借入ニ使用才性基ヲ取フ事)
 回答 成績ヲ見テ実行ス
 (承認)